

(参考) 法律に、年金と同様の物価変動に応じた改定ルールが規定されている次の給付についても、平成23年度は0.4%の引下げが行われることとなります。

【照会先】
 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
 (担当・内線) 鈴木 (7895)
 (代表電話) 03(5253)1111
 (直通電話) 03(3595)2504

母子家庭・父子家庭などに対する給付	平成22年度 (月額)	平成23年度 (月額)
〔 児童扶養手当 子1人、全部支給の場合 〕	41,720円	41,550円 (▲170円)

【照会先】
 社会・援護局障害保健福祉部
 (担当・内線) 齋藤 (3025)
 (代表電話) 03(5253)1111
 (直通電話) 03(3595)2389

障害者などに対する給付	平成22年度 (月額)	平成23年度 (月額)
特別児童扶養手当	(1級)50,750円 (2級)33,800円	(1級)50,550円 (▲200円) (2級)33,670円 (▲130円)
特別障害者手当	26,440円	26,340円 (▲100円)
障害児福祉手当	14,380円	14,330円 (▲50円)

※ この他、経過的福祉手当がある。

【照会先】
 健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室
 (担当・内線) 金山(2315)・中村(2318)
 (代表電話) 03(5253)1111
 (直通電話) 03(3595)2207

原子爆弾被爆者に対する給付	平成22年度 (月額)	平成23年度 (月額)
健康管理手当	33,800円	33,670円 (▲130円)

※ この他、医療特別手当、保健手当などがある。